

「情報銀行」制度についての提言

平成 29 年 4 月 27 日 日本 IT 団体連盟 政策委員会

現在、検討がなされている「情報銀行」のあり方について、創設を強く希求する 産業界の立場から次のように提言を致します。

1 はじめに

「データ立国」の実現に向け、個人情報を含んだデータを様々な分野において活用していくことが、今後の人々の豊かな生活の創造や、それを支える産業振興のためには不可欠である。しかしながら、個人情報に関する過剰な不安が広がっているという我が国の現状(ニュース報道に押されてJR東日本がSuicaデータの提供を躊躇し、大阪駅構内での災害への取り組みが中止された過去の例に留まらず、最近では自治体がデータ利用を中止せざるを得ない状況に至っている例などもある)を何らかの方法で解決していかなければ人々の豊かな生活のためのデータ利用さえ覚束ない状態にある。

一方、企業が風評を恐れてデータ利用を躊躇してしまうような風潮を変えていく必要性も高く、そのためにデータ利活用に関する一定の枠組みを創設することは、産業界としても高く期待するところである。

消費者と企業が共に「何となくの不安」だけに関心を注ぐような「感染する不安神経症的ムードの時代」を乗り越えるために、ここで政府と民間が果たすべき役割をもう一度見直し、個人情報の利活用を適正に図ることができる枠組みを創設するという課題に応えることは喫緊の課題である。

不安の感染を予防することができる唯一のワクチンは、漠然とした不安を直視 し乗り越えようとする「勇気」以外にはなく、「勇気」を支える制度を創設し、 その制度を「勇気」を持って活用していく企業姿勢が重要である。

2 データ集積の重要性

これからのデータ活用を考える際に、個々人のデータが数多く集合することによって利用可能性が生まれてくることも念頭におく必要がある。多くの人にとっては自分の保有する少額の金銭だけでは他人に融資を行って利潤を産むことはできないが、預金という仕組みを通じてそれらを集めることによって、初めて融資ができる金額のまとまりを作ることができ、結果として少額の預金も金利という果実を得ることができることと同じように考えることができる。

また、金融が効率的な投資機会を求めて国境を越えているのと同様に、データもまた集めやすい国、使いやすい国を求めて国境を越えていくことは容易であり、その動きは簡単に防ぐことはできない。

そこで、我が国を最もデータを集めやすく、使いやすい制度を持つ国にすることの重要性も念頭に置いておく必要がある。

日本人の個人情報が海外に集積され続けている中で、国内企業がデータ収集を することさえ躊躇していることが、あと数年続けば、国内産業の衰退は後戻りす ることができなくなる。

3 枠組みの方向性

その課題解決に向け、今般検討の対象となっている「情報銀行」という枠組みを創設することに日本 IT 団体連盟は賛成である。

また、その際には次の点に留意すべきである。

まず、制度の方向性としては、セキュリティなど一定の要件を満たした者を「情報銀行」とし、個人から取得したデータを情報銀行が信託的に保管し、当該個人の合理的利益に結びつく範囲内であれば、情報銀行の判断によりデータを利用することができるものとする。

個人情報の取り扱いについては、現状、個人が自分でできる限りコントロールできることが求められているが、技術進歩によって、多様な形で個人情報の集積が進み、データ量も莫大に増加し、利用形態も不断に変化していく中で、個人に判断を委ねることができなくなっている現実がある。そこで、信頼できる情報銀行という存在を創設し、個人に代わって適切に個人に関するデータをコントロールしていくような仕組みが、個人の情報コントロール権を実質的に保護するためには必要である。

さらに、当該個人から取得したデータの売買を行う場合には、当該売買によって得られる利益を当該個人に還元する方法を明示することも重要である。

また、第三者提供についても、情報銀行が当該個人の代わりに当該第三者の適 正性を判断し、個人に代位して同意をすることができるものとする。そして、そ の第三者提供を行った際の責任は、情報銀行が負担することとする。

なお、「情報銀行」では匿名加工化したデータのみを対象とすべきという議論

もあるが、データの流通促進の最大の成果は、個人にその利益が還元されるということであり、そのためには、個人との結びつきを維持したデータの流通促進も 念頭におくべきである。

4 情報銀行のあり方

情報銀行のあり方としては、(1) データを利用者(個人) から預託されて、情報銀行になるケースと、(2) 自ら何らかのサービスを提供していて、既に大量のデータを保有している会社が情報銀行になるケースが想定される。

しかし、(1) については利用者自身が保有しているデータ量が少なく、また保有時のデータ形式やフォーマットも標準化、統一化されていないため、それらのデータを大量に収集することは事実上期待できないこと、多くのデータを保有している企業に対して自らの保有するデータの提供を求めることは、どのようなデータをどの程度保有しているかを個人が理解できる水準を超えており、かつデータ形式やフォーマットが企業毎にバラバラであることに照らして課題が多いこと、に照らすと、(1) の新たにデータを取得していくケースの実現可能性は、相当程度低いと考えられる。

そこで、(2)が手段として利用される可能性が高いと考えられ、(2)を射程に 入れた制度設計が不可欠である。

5 情報銀行の要件

情報銀行とされるための要件には、次のような点が含まれるべきである。

- (1) 事業主体の経営的安定性が担保されていること
- (2) 事業実施や個人情報の取り扱いに関する知識・経験を有し、十分な社会的信用があること
- (3) 十分なデータを管理する施設やセキュリティを確保できるよう、下記を満たすこと
 - (ア) 固有のデータセンター又はそれと同等の管理ができる委託先データ センターを保有していること
 - (イ) データ量の増大に対応でき、自らの責任でセキュリティ対策を講じることができる体制を有すること、外部アタックテストなどの定期的セキュリティチェックを実施すること、セキィリティ対策のためのインシデント対応訓練を定期すること、セキュリティ情報を収集交換するための制度的な枠組み(JC3など)に加盟すること
- (4) 情報銀行のガバナンス体制として、下記の2点を備えること
 - (ア) 「データは利用者がその成果を享受し、利用者の豊かな生活を実現するために使うこと」という趣旨を、定款に定め、あるいは、企業理念として消費者に約束をし、当該理念の実現を「内部統制の基本方針」

- の1つとして具体的にどのようなガバナンス体制を構築するかを定め、経営責任を明確にすること
- (イ) 「データ倫理審査委員会」を設置すること。委員会は、データ解析を 専門とするエンジニア、データ集積技術を専門とするエンジニア、セ キュリティの専門家、法律実務家、データ倫理の専門家、消費者代表、 メディア関連の専門家(報道機関の編集委員など)から構成されるも のとし、エンジニアについては企業内から選任し、消費者代表及びメ ディア関連の専門家は社外から選任するものとし、その他の専門家は 社内外から適任者を選任するものとする。また、委員長は社外から選 任した者の中から選出し、副委員長を社内から選任した者から選出す るものとするものとする。委員会は、データ利用に関する契約内容の 審査、新たなデータ利用方法の倫理的妥当性についての審査を行う他、 利用者からの意見についての定期報告や対応状況についての定期報 告を受けるものとする。委員会の議事録概要は企業秘密に属する内容 を除き公開するものとし、委員会の広報担当責任者は副委員長務める ものとする。なお、データ倫理審査委員会は倫理的観点から疑義があ ると判断した利用を止める権限をもつこと(社内規定で定めること) を要件とする。

6 情報銀行としての事業の実施に際して

情報銀行として事業を実施するにあたっては、次のような点に留意すること。

- (1) 個人情報の取得方法、利用目的、安全対策等については定型約款(今国会にて改正予定の民法(債権法)の定義による)として定め、契約条項に組み入れ当該事項を利用者に対する債務とすること(注. 多くの「プライバシーポリシー」は単なる宣言文であり契約内容とはなっていない)
- (2) 当該約款において準拠法は日本法とし第一審専属裁判管轄は東京地方裁判所または東京簡易裁判所と定めること
- (3) 情報銀行の情報漏洩に基づく損害賠償請求については実際に発生した損害額に限って責任を負うものとすること(一般的不安に対する損害賠償は認めない趣旨)、また、一定の要件として定められた範囲でセキュリティ対策を講じていたことについての挙証責任は情報銀行が負担するものとし、当該範囲でセキュリティ対策を講じていた場合には過失がなかった旨の推定が働くこととすること
- (4) 情報銀行が当該個人を代位して第三者提供に同意をする場合、当該第三者が 適正な情報の取り扱いをすることを当該個人に対して保証するものとし、第 三者提供によって当該個人に損害が発生した場合については情報銀行が当 該個人を代位して損害賠償の請求を行うことができるものとすること(当該 個人は情報銀行に対してその旨を請求することができることとする)を民事

責任のルールとして定めること

(5) 上記3で記載したとおり、新たにデータを預かったり取得したりすることについては、データフォーマットが統一化されていないため、実現可能性が低いと考えられる。そのため、情報銀行が保有している個人情報について、他の情報銀行又は他の事業者からの求めに応じて必ず提供をする義務が設けられないこと。情報銀行が、提供する相手方について一定の合理的基準を定め、相当程度信頼でき、かつ、データの利活用による利益還元が可能となる事業者に提供するものとすること

7 既存保有の個人情報について

情報銀行の認定を受けた場合、当該情報銀行が既に保有している個人情報については、情報銀行として信託的保管の依頼を受けたものとみなすこととする。

8 データの第三者提供の制約について

- (1) クレジットカード番号、銀行口座のような決済に必要な情報については、当該情報にかかる個人の個別の明確な同意がなければ第三者提供してはならない。
- (2) 病歴、犯罪歴などの要配慮個人情報については、要配慮個人情報の預託を受けている情報銀行間では相互に提供できるが、それ以外の第三者には当該個人の個別の明確な同意がなければ第三者提供してはならない。(個人情報保護法 76 条などの枠組は維持した上での対応とする)

9 リテラシー教育と企業風土について

データ収集や利用についての消費者の不安を解消していくために、リテラシー 教育の必要性を訴える声も多い。リテラシー教育は重要であるが、リテラシー教 育ファーストではデータ利用は進まないという現実を踏まえる必要がある。

データは集積して初めて利用目的が分かってくるという性質を持っており、当初から利用によるメリットを予見し説明することが困難であるためである。インターネット検索の利用状況からインフルエンザの流行を正確に把握できるというようなことや、自動車の走行データから自動車保険の保険料を調整していくというような利用方法はデータが集積されるまで誰も予見することはできなかった。

データプロセシングのあり方が、一定の目的を持ってデータを収集して処理する形態から、集まったデータを見て新しい利用を創造していくという形態にパラダイムシフトしている状況下で、ユースケースを示してリテラシー教育をすることから進めたいという意見は無いものねだりに等しい。

一方で、データの集積や利用について不安を含めた様々な指摘について真摯に

受け止めていくことも重要である。不安感を無視するのではなく、不安感がある ことを十分に理解しつつ、その声に対してデータの集積利用を積極的に進めなが らどう応えていくのかということが課題である。

政府や情報銀行は、消費者の声を集め分析していくことを怠ってはならない。 その観点から定期的な調査を行っていくことを政府に期待している。

不安感を乗り越えなければならないのは企業に対する期待でもある。日本 IT 団体連盟としては日本経済団体連合会をはじめとする経済団体にも働きかけ、企業向けの「データ利活用相談窓口」を設け、企業の持つ不安感の払拭に協力をしていきたいと考えている。また、データ倫理審査委員会を構築するための支援も行っていきたい。

以上